

令和元年八月十日発行
皇學館論叢第五十二卷第四号 抜刷

大嘗祭の由加物——雑贄を進上する三国をめぐる——

京 泉 勇 平

大嘗祭の由加物——雑贄を進上する三国をめぐつて——

京 泉 勇 平

□ 要 旨

由加物とは、大嘗祭において定められた諸地方から進上される物品の総称である。特に由加物の中には、雑贄と称されるものが含まれおり、紀伊・淡路・阿波の三国が進上する規定になっていた。三国は令制以前から贄を貢納しており、それらの国が大嘗祭に進上する由加物は、王権に統治された在地首長層の服属儀礼の反映であると理解されてきた。しかし、律令を基礎とした中央集権的国家へと発展していくなかで、こうした前代の遺制がはたしてどこまで受け継がれたのかは疑問である。そこで小論では、由加物を進上する三国を対象に雑贄の調達方法とそれに奉仕する集団に着目する。結果として、由加物の供給制度の成立ちが伴造—部制の支配制度を基にしていることが明らかとなった。また、由加物が贄としての性格をかならずしも踏襲しているとは云えず、大嘗祭のみにみられる特別措置であつて、服属儀礼ではなかつたことを論述する。

□ キーワード

大嘗祭 由加物 贄 海部 忌部 服属儀礼

はじめに

天皇の代替わりごとに齋行される踐祚大嘗祭（以下、大嘗祭と称す）では、悠紀・主基国から奉られる新穀を天皇と御祭神が食されることが、最も重要な儀式である。しかし、悠紀・主基に選ばれる国郡は、大嘗祭の度ごとに卜定されるもので、選ばれた国との関係が大嘗祭の中で祭祀への奉仕という形以外にはつきりと解るわけではない。いっぽうで、由加物ゆかもものを進上する諸国は、大嘗祭において必ず奉仕する国々であり、高森明勅氏が「これらの諸地方の奉仕は、全国の公民の奉仕を代表して行われたものではない。それぞれ朝廷との個別的な関係性を背景とするものと考えられる」と述べられているように、大嘗祭を齋行するにあたって関わりの深い諸国であったとされている。^①

大嘗祭は新嘗祭の形態を基本としており、天武・持統天皇朝に大嘗祭に発展したとされるが、そうした大嘗祭の成立の中で、『延喜踐祚大嘗祭式』にみえる由加物に関する諸規定は如何なる意味を有するのであろうか。^②

由加物は、『延喜踐祚大嘗祭式』において「神語曰由加物」と記される。「神語」は『古事記』上巻の大国主神の物語の中で、夫大国主神が高志国の沼河比売と御合したことに嫉妬した妻須勢理毘売との一連の歌のやり取の中にみられ、荻原浅男氏は「神事を語り伝えた歌の意」^③であるとしている。また『日本書紀』では、崇神天皇七年二月条・神功皇后摂政前紀三月条・欽明天皇十六年二月条・皇極天皇二月是月条・同天皇三年六月是月条・同天皇三年七月条にみられるが、どれも神の言葉ないし教えの意で用いられている。つまり、記紀の用例から判断すれば、神世の時代とされるような古い云い伝え、或いは神聖な言葉を指しており、天武・持統天皇朝の大嘗祭成立と同時期に創設された制度ではなく、令制以前に培われた言葉を基にしていると考えられ、由加物についての制度をみていくことは国家的

祭祀として成立する大嘗祭の構造解明の一助になると考える。

ところで、『延喜踐祚大嘗祭式』⁽⁴⁾によれば由加物は、大別して以下のような雑器と雑贄に分けられる。一つ目は17雑器条に規定された河内・和泉・尾張・参河・備前の五国が雑器と称して進上する土器類である。二つ目は18由加物条に規定された紀伊・淡路・阿波の三国が雑贄と称して進上する土器と海産物である。

雑器は八月月上旬に宮内省の史生三人を遣わし、また、雑贄は九月月上旬に卜部三人を遣わす規定になっており、使者の派遣時期や由加物生産に関与する人々に明瞭な違いがあるため、同列に論じることができない。そこで、雑器に關しては別稿に譲ることにして、本論では主に雑贄を中心に考察していきたい。

一、雑贄に対する先行研究

雑贄を進上する先行研究は必ずしも数が多いとは云えないが、高森明勅氏や大津透氏がこれにふれている。

高森氏は、大嘗祭に関する包括的な研究の中で、「大嘗祭における由加物の貢納は、朝廷と特別の由緒ある諸地方の奉仕」であったとし、「贄の制」の伝統を前提としたものだったらうとされた。⁽⁵⁾

また、大津氏は、畿内政権の性格について論じた論考の中で、畿内と畿外の調の差異に注目し、「畿外の贄は国単位に進進されていて、服属儀礼的性格が強い」とし、「雑贄」という表記から、「大嘗祭の服属儀礼の中で、贄は畿外の国々より貢上」されたとして、「贄とは畿外の国造が服属を表すために天皇へ貢進するものであった」とされた。⁽⁶⁾

このように、両氏は、雑贄を進上するような人々の奉仕が王権下に服属してから変わらず続く貢納義務の反映と考え、雑贄の貢納をいわゆる「服属儀礼」として把握しておられるのである。こうした、大嘗祭と服属儀礼を結びつけ

る見解は、岡田精司氏によって提唱された「ニイナメヲスクニ儀礼」論が核となつていふと考へられる。

「ニイナメヲスクニ儀礼」とは、まず在地の食物を神に奉げ、あるいは支配者をもてなすこと、つまりその土地（クニ）のものを食す（ヲス）ことがヲスクニ儀礼であるとされた。この儀礼を行うことで在地首長層は政治的にも呪術的にも、あらたな支配者に土地の支配権を譲渡し保証する意味があつたとされたのである。このことから、王権の勢力拡大が進むなか、征服戦争などにより王権下に従属するために在地首長層が食物供献をすることがヲスクニ儀礼であり、服属儀礼であるとされた。そして、雄略天皇の新嘗記事（古事記 中巻）では、采女（在地首長層から貢がれた子女）に御酒を進上させていることから、在地首長層の王権への反覆的な服属を誓約する場として毎年繰り返されるニイナメ（新嘗）がふさわしい場であつたと理解され、結果として服属を示す食物供献が収穫祭である新嘗祭に結合したとされたのである。そうしたなかで、在地首長層を媒介とした国造制が解体された七世紀末の国郡司制下では、直接的な「ニイナメヲスクニ儀礼」は普段の政治秩序の中では影を潜め、諸国から進上させたもので行う一代一度の大嘗祭の中に取り入れられたとされた。最も象徴的なところでは、大嘗祭の十一月卯日神事に用いられる新穀を供する悠紀・主基国を卜定することが「国造から初穂の貢上に代るものとして、ユキ・スキの国に斎田を設けて全国土を象徴せしめ、新穀を献ぜしめることになつた」と結論づけられたのである。⁽⁸⁾

王権の勢力拡大にともない、在地首長層が王権下に服属していく時、食物供献や人的貢上を以て服属を示したことは、経済活動が未発達の前代社会では当然の帰結であり、筆者もこれを否定するものではない。しかし、律令を基礎とした中央集権的国家へと形成されるなかで、こうした前代の遺制がはたしてどこまで受け継がれたのかは疑問である。大嘗祭も同様で、これを通じて在地首長層の服属を再確認するような性格のものであつたかは大いに問題があると思う。

そこで筆者が注目するのは、悠紀・主基国に関する岡田莊司氏の研究である。すなわち、同氏は、悠紀・主基国に畿外の地が選ばれている点について、律令制確立以前の新嘗祭では、畿内の御田（屯田）の新穀を使用していたが、それが国家的祭祀に昇華されたために、畿外へ拡大されたものであることを明らかにされた。⁽⁹⁾

岡田莊司氏の指摘はきわめて穏当であつて、前述の岡田精司氏も、後に、新穀を食する新嘗・大嘗祭の卯日神事においては「服属儀礼の要素は含まれ」ないと、自説を修正しておられる。⁽¹⁰⁾ こうした岡田莊司氏の指摘は、新嘗祭に組み込まれた服属儀礼の性格が大嘗祭に受け継がれるとする岡田精司説に再検討を迫るものであつたと評価できる。

さて、そのように見ていくと、大嘗祭の成立を服属儀礼の視点から把握しようとするのは一面的な見方であつて、それだけでは大嘗祭の本質に迫ることはできないように思われる。小論では、こうした反省に立ち、改めて雑贄の進上について考えてみたいと思う。

二、由加物条の規定

雑贄の進上に関する詳細な規定は『延喜踐祚大嘗祭式』に見えている。⁽¹¹⁾ そこで、同式の由加物に関する条文について詳しく検討を加えたいが、まず、中央からの使者の派遣についてみていく。いささか煩瑣になるが、由加物条の全文を以下に掲げておく。

【史料一】『延喜踐祚大嘗祭式』18由加物条

凡応レ供^レ神御^二由加物。器料者。^{（神語号^二雑贄^一。同為^二由加物^一。）}九月上旬申^レ官。差^二卜部三人^一遣^二三国^一。先大
祓後行^レ事。料馬一疋。大刀一口。弓一張。箭廿隻。鋏一口。鹿皮一張。庸布一段。木綿八両。麻一斤。鯨。堅

大嘗祭の由加物（京泉）

魚。海藻。滑海藻各二斤。塩二升。米。酒各二斗。〔已上当郡所_レ輸。〕馬一疋。大刀一口。弓一張。箭廿隻。鍬一口。鹿皮一張。庸布一段。木綿。麻各一斤。堅魚。鰻各四斤。海藻。滑海藻各四斤。酒。米各四斗。塩四升。〔已上阿波国麻殖。那賀両郡所_レ輸。〕其供神幣物并作具。及潜女衣料。〔人別布一丈四尺。〕並以_二大藏物_一充。但糧以_二当国正税_一給。人別日米二升。〔紀伊七日。阿波十日。〕其物造了。卜部監_二送斎場_一。分_二付両国_一。但阿波国献鹿布木綿付_二神祇官_一。

紀伊国所_レ献薄鰻四連。生鰻。生螺各六籠。都志毛。古毛各六籠。螺貝焼塩十顆。並令_二賀多潜女十人量_一程採備。其幣五色薄繩各一尺。倭文一尺。木綿。麻各五両。葉薦一枚。潜女所_レ須鑿十具。刀子二枚。

淡路国所_レ造。瓮廿口。〔各受一斗五升。〕比良加一百口。〔各受一斗。〕柑二百口。〔各受一斗。〕其幣五色薄繩各三尺。倭文三尺。木綿。麻各一斤。葉薦一枚。作具鑿。斧。小斧各二具。鎌二張。造訖使_下当国凡直氏一人著_二木綿鬘_一。執_二賢木_一。引導_上。

阿波国所_レ献鹿布一端。木綿六斤。年魚十五缶。蒜英根合漬十五缶。乾羊蹄。蹲鴟。橘子各十五籠。〔已上忌部所_レ作。〕鰻卅五編。鰻鮓十五坩。細螺。棘甲贏。石花等并廿坩。〔已上那賀潜女十人所_レ作。〕其幣五色薄繩各六尺。倭文六尺。木綿。麻各二斤。葉薦一枚。作具鑿。斧。小斧各四具。鎌四張。鑿十二具。刀子四枚。鉈二枚。火鑽三枚。並令_二忌部及潜女等量_一程造備_一。

ここには、雑贄を出す三國（紀伊・淡路・阿波国）全体に関わる規定と、国別の品目に関する規定が記されているが、後者については後述に譲るとして、先に全体に関する規定から見ていきたい。

雑贄の準備にあたっては、九月上旬に太政官から官符が三国に出される。この時に派遣される使者は卜部三人とある。卜部の人数と派遣先の諸国を考えれば一人一国を担当したであろう。卜部の主な職務は派遣先の大祓を取り仕

ることと雑贄を京に設置された斎場に運ぶ際の監督にあたることであつた。大祓料は各国の該当する郡が準備し、神に献じる幣帛と由加物の準備にともなう作具は大蔵のものを充てることになつていた。

卜部が中央から監督者として派遣されるような規定は、悠紀・主基国にも見受けられる。

【史料二】『延喜踐祚大嘗祭式』9 拔穂条

凡拔穂田者。国別六段。〔用二百姓所_レ営田。其代以_三正税給之。〕八月上旬。申_レ官差_二宮主一人。卜部_三三人。遣。両国各二人。其一人号_三稻実卜部。一人号_三称宜卜部。到_レ国各於_三斎郡_一大祓。〔馬一疋。大刀一口。弓一枝。鹿皮一枚。庸布一段。木綿一斤。堅魚。鰻各四斤。海藻。滑海藻各四斤。米。酒各四斗。塩四升。当郡備。又郷別刀子一柄。箭一隻。鍬一口。麻一斤。稻一束。〕訖_二定田及斎場雑色人等_一。〔歌人歌女不_レ卜。〕造酒児一人。〔神語曰_二佐可都古。以_三当郡大少領女未_レ嫁卜食者_一充之。〕御酒波一人。篩粉一人。共作二人。多明酒波一人。篩粉一人。共作二人。〔已_上並女。〕稻実公一人。焼灰一人。採薪四人。歌人廿人。歌女廿人。訖_二鎮_三斎場_一。其幣五色薄絶各五尺。木綿。麻各三斤。倭文五尺。鍬二口。斧。小斧。鎌各二柄。卜部二人。明衣料絶二疋。調布二端。綿八屯。造酒児。酒波等調布三端一丈四尺。綿一屯半。縫糸一両一分二銖。並用_二大蔵物_一。〔但鎮祭所_レ須酒肴等当国供之。〕〔後略〕

右は悠紀・主基国に対する規定である。悠紀・主基国に二人ずつ卜部が派遣される。【史料一】と人数や卜部の名称に違いはあるが、大嘗祭において最も重要な新穀を進上するのが悠紀・主基国であることを踏まえれば、当然の差異である。悠紀・主基国でも大祓が行われ、その料物は両国のなかで更に卜定された斎郡が準備した。また、その他の費用については、鎮祭に必要なものを除いて大蔵のものを充てたのである。さらに、悠紀・主基国から京の斎場へ新穀を運搬する際には、品物に賢木を挿し木綿を著け、斎郡から卜定された稻実公が木綿鬘を著けて引導することに

なっており、その際にも卜部が国郡司とともに監督して運送せしめた。¹²⁾ 稻実公の役割について『訳注日本史料 延喜式』上は「斎場の稻実殿に納める稻穂を取扱い、これを守護し、上京に当たっては御稻の前行列して並び、先導して京まで運ぶ。(中略)土地の高齢者である稻実公の最も重要な職務は、京へ御稻を運送することであ」¹³⁾ ったとしている。

ところで、雑贄を進上する諸国においても引導者があり、【史料一】にも「使_下当国凡直氏一人著_二木綿鬘_一執_三賢木_二引導上_一」¹⁴⁾と見えるように、凡直氏人に木綿鬘を著け、賢木を執らせた。引導者自身に賢木を著ける点は、稻実公と相違するが、

【史料三】『延喜踐祚大嘗祭式』19 由加物使条

凡紀伊。淡路。阿波三国造由加物使。向_レ京之日。路次之國掃_二道路_一祇承。

とあつて、雑贄を進上する諸国が上京する日には、通過する国の道路を掃くことを規定しており、引導者が一人であることを含めると、三国の由加物使が一斉に列をなして通過したと思われる。となれば、凡直氏人の大嘗祭においての基本的性格は、稻実公と同様、由加物を守護・運送するところにあつたのである。

中央から使者を派遣し、大蔵から料物を充てていることについて、高橋明裕氏は「財源が、中央(官物)、国(正税)、郡に分化していたこと、及び、由加物の貢納は国造の服属儀礼よりは伴造―部制の收取体制に淵源を有すると評価できる」¹⁴⁾と述べ、大嘗祭に関わる諸経費や諸国忌部の考察を通して、必要経費が国の財源と郡の財源から支出されていることを明らかにした。大嘗祭において中央や国郡からの必要経費の支出は、悠紀・主基にもみられたように、畿外諸国から品物を需める際の基本的な規定であつた。

以上、大まかに由加物条の規定をみた。その結果、【史料一】由加物条の基本的枠組みは、①卜部を使者として中

中央から派遣すること、②祭祀に関与する郡から祓料を出すこと、③幣帛や作具などの料物を中央の大蔵から支出すること、④上京する際の引導者に在地の人を任じること、という四つの点において、悠紀・主基国の【史料二】拔穂条と似た分部があることが判明する。

神祇官被管の卜部を派遣することや、在地の人を動員することは、大嘗祭が令制下に整備されたこと踏まえれば、むしろ当然であって、これだけでは、由加物の進上が令制以前の制度を踏襲しているとは云えないであろう。もつとも、地方の人たちの奉仕という点では、大嘗祭に奉仕する海部や忌部の例があるが、それについて後で改めて取り上げることにして、次に雑贄を進上する国について個別にみていきたい。

三、紀伊・淡路・阿波三国の由加物

①紀伊国

紀伊国は北海道に至る最初の国であり、古代畿内の和泉・河内・大和の三国と接し、海路のうえでも重要な地域であった。

改めて紀伊国の由加物をみると、

【史料四】『延喜踐祚大嘗祭式』18由加物条

紀伊国所_レ獻薄鯪四連。生鯪。生螺各六籠。都志毛。古毛各六籠。螺貝焼塩十顆。並令_二賀多潜女十人量_レ程採備。其幣五色薄絶各一尺。倭文一尺。木綿。麻各五両。葉薦一枚。潜女所_レ須鑿十具。刀子二枚。

とあり、由加物は全部で六種類ある。これらを用意するのは賀多の潜女十人とある。賀多は『倭名抄』によれば海部

大嘗祭の由加物（京泉）

郡「賀太郷」（現在の和歌山市加太附近）のことで、賀太郷の海女が由加物の調達に当たったのである。「五色薄緋」以下は、土地の神に奉げる幣帛と潜女の作具を規定しており、中央の大蔵から供出される。後に見ていく淡路・阿波も同様に記される。

『儀式』においても同種の品目調達がしるされている。さらに『儀式』巻第四では、「潜女五人七箇日食。以三正税充之」とあり【史料一】と同じで、調達のかかる期日を把握することができる。『儀式』巻第四では、「潜女五人」と記すが、『儀式』巻第三では十人とするので、悠紀・主基ごとにかけて準備していたと考えられる。

ここで紀伊国の調庸の品目に目を向けてみる。

【史料五】『延喜主計式』59紀伊国条

紀伊国（行程上四日。下二日。）海路六日

調。両面五疋。鼠跡羅二疋。一窠綾四疋。二窠綾五疋。薔薇綾三疋。白綾廿疋。纁帛卅疋。緑帛十疋。緋絲卅五絢。纁絲。緑絲各廿絢。橡糸十絢。皂絲五絢。自余輪絹。絲。綿。塩。鮭鰓。堅魚。久恵腊。滑海藻。但浮浪人調庸輪錢。

庸。白木韓櫃五合。自余輪二綿。米。

中男作物。黄蘗三百斤。亀甲十七枚。絹。綿。紅花。胡麻油。鹿脯。鹿脂。猪脂。堅魚。押年魚。煮塩年魚。鯛。楚割。大鰯。海藻。滑海藻。

右のようになっており、調の主品目は綾などの布帛類であり、それ以外で塩や海産物の貢納をみることができ。さらに奈良時代、後に調の副物に代わるとされる中男作物にも海産物が見受けられる。ただこれだけでは、紀伊国の特徴としては見出しがたい。

いっぽう、次にみる木簡には、

【史料六】平城京跡出土木簡¹⁵⁾

・紀伊国海部郡浜中郷大原里御贄安遲魚一斗

縦228×横22×厚さ3 (mm) 031型式

とあり、海部郡（郡域は、現在の和歌山市北西部・西部・海南市下津町・有田市初島町・日高郡由良町）にある浜中郷（現在の海南市下津町附近）から贄が献上されていた。『延喜式』では紀伊国にこの品目を確認できないが、『延喜宮内式』44御贄国条に紀伊国が年中旬料・正月三節料などを進上することが規定されており、海部郡が担っていた可能性は大きい。『日本書紀』欽明天皇十七年（五五六）十月条に、「紀国置海部屯倉」とみえ、六世紀中葉には王権の直轄領域として整備されていたと考えられる。

また、賀多・浜中郷を含む海部郡と隣接する名草郡（和歌山市西部の一部を除く和歌山平野の大部分と海南市東北部を除く地域）には、『倭名抄』で忌部郷（現在の和歌山市井辺附近）が確認される。『日本書紀』では、

【史料七】『日本書紀』第九段第二ノ一書

即以三紀国忌部遠祖手置帆負神。定為二作笠者。彦狭知神為三作盾者。天目一箇神。為二作金者。天日鷲神。為二作木綿者。榊明玉神。為二作玉者。乃使下太玉命。以弱肩被三太手繩。而代三御手。以祭中此神上者。始起三於此一矣。として、経津主神が葦原中国を平定した後、忌部の祖神らの職掌を定める話がある。ここでは、紀伊忌部の祖が「手置帆負神」ととれるように記しているが、『古語拾遺』には「手置帆負命〔讚岐国忌部祖也〕。彦狭知命〔紀伊国忌部祖也〕とする。『古語拾遺』の中でも手置帆負神と彦狭知神の子孫が紀伊国名草郡の御木と麩香にいて、のちに手置帆負神の子孫の一部が讚岐国の忌部になったと理解されている。

『倭名抄』では名草郡に「荒賀郷」はみえるが（現在の和歌山市黒田附近か）、御木（現在の和歌山市上三毛・下三毛か）¹⁶⁾

大嘗祭の由加物（京泉）

は確認できない。今は、厳密な紀伊忌部の居住地の比定を措くとして、『古語拾遺』の伝承と『倭名抄』に従い名草郡を中心に居住していたと理解したい。紀伊国にいた忌部は『延喜兵庫式』22大嘗会神桶条に「戟八竿（各長一丈八尺。紀伊国忌部氏造。）」とあり、大嘗祭のとき大嘗宮の南北の門に建てる戟を進上する規定があった。

このように隣接している海部郡と名草郡には、ともに大嘗祭において奉仕する海部と忌部が存在していた。

栄原永遠男氏は、海部や忌部の設置について、「部民制の施行の痕跡が希薄」であることから、「紀氏集団」の強固な勢力が、倭王権による部民設置の全面的展開を阻¹⁷み、そのため、六世紀の屯倉設置を行うことで海部や忌部のさらなる管理・掌握をおこなったと理解された。

紀伊に在地勢力を保持する「紀氏集団」と王権との関係について、詳しく言及する余裕はないが、藺田香融氏が「おそらく五・六世紀のある時期に大和朝廷の権威をバックとする大伴氏の勢力拡張と部民の設備が名草郡を対象として強力にすすめられたことがあったのではなからうか。そしてそれは、大和朝廷による朝鮮経営の進展および紀伊名草郡の兵站行進の動きと表裏をなす¹⁸」とのべている点を重視するべきである。藺田氏も部民政策を成功したとは考えていない点で栄原氏と同様だが、紀伊国の沿岸部つまり海部郡への王権の直接的統治の確立は、六世紀には一応の成功をみたとしてよいだろう。

両氏の云われるように、海部や忌部の設置がヤマト王権の地方首長層からの分離を意図したものであるなら、大嘗祭にみられる紀伊国の潜女（海部）の貢納する由加物は、ヤマト王権の統治下に置かれた部民の奉仕の影響をとどめていたと理解することができる。

② 淡路国

続いては、淡路国についてみていく。

淡路国は『萬葉集』に「御食都国」みけつくくに（九三三番歌）や「御食向」みけむかむ 淡路乃嶋二」あはぢのしまに（九四六番歌）とみえるように、古くから「御食国」として認識されていた。

しかし、淡路国の由加物をみると、

【史料八】『延喜踐祚大嘗祭式』 18 由加物条

淡路国所_レ造。筥廿口。〔各受一斗五升。〕比良加一百口。〔各受二一斗。〕柑二百口。〔各受三一斗。〕其幣五色薄

絶各三尺。倭文三尺。木綿。麻各一斤。葉薦一枚。作具鑊。斧。小斧各二具。鎌二張。造訖使_下当国凡直氏一人

著_二木綿鬘_一執_二賢木_一引_上導。

とみえ、三種類の由加物進上を確認できるが、すべて土器製品であった。この品物は『儀式』巻第四によれば「淡路国御原郡」とみえ、三原郡（現在の兵庫県南あわじ市）が由加物進上にあたっていた。

『日本書紀』では、仲哀天皇二年二月条に「即月。定_二淡路屯倉_一」とあり、『日本書紀』にみえる屯倉設置記事の中では一番早い例である。この屯倉設置がそのまま事実として断定はできない。ただ『日本書紀』応神天皇二年三月壬子条に応神天皇と弟姫の間に「淡路御原皇女」がいたことや、同二十二年三月丁酉条に「仍喚_二淡路御原之海人八十人_一。為_二水手_一。送_二于吉備_一」とみられ、淡路国と王権の関係が深かったことは事実であろう。

また、『延喜宮内式』 44 御贄国条で年中旬料・正月三節料の進上が規定されており、贄の貢進国でもあった。淡路国の調庸の品目に目を向けると、

【史料九】『延喜主計式』60 淡路国条

淡路国〔行程上四日。下二日。〕海路六日

調。雑六一千斤。雑魚一千三百斤。自余輸_レ塩。

庸。輸_レ米。

中男作物。雑鮓。

とあり、様々な宍と魚が調として納められ、残りは塩で納められていた。

「雑六」については『訳注日本史料 延喜式』中巻の補注では、「履中紀・允恭紀に淡路遊獵がみえて、淡路からの貢納は古い⁽¹⁹⁾」としている。

「塩」においては、『延喜内膳式』6 神今食条に「淡路塩二升」が規定されている。さらに、塩の貢納に関して次にあげる木簡が参考になる。

【史料十】平城京跡出土木簡⁽²⁰⁾

・淡路国三原郡阿麻郷戸主海部□麻呂戸口同姓嶋万呂調塩三斗

□ 平寶字五年十月四日

縦 342 × 横 30 × 厚さ 11 (mm) 033 型式

右は、由加物を担当した三原郡で天平宝字五年(七六二)十月四日に阿麻郷の戸主の「海部□麻呂」と「同姓嶋万呂」が調の塩を納めていたことが確認できる。『倭名抄』には三原郡に「阿萬郷」(現在の南あわじ市阿万附近)とあり、海部が居住していた地域であった。

このように淡路国の調の貢進物は、天皇自身の御膳や宮廷祭祀にかかせない品目であったことがわかる。ところが、先にみた【史料八】では、土器以外の由加物はない。淡路国では須恵器生産が汁谷窯跡で行われていた。

汁谷窯は七世紀中ごろから後半まで稼動していたことが確認されている。⁽²¹⁾ただ、八世紀以降の須恵器生産は淡路国で確認されておらず、須恵器であったのかは断言できない。「延喜踐祚大嘗祭式」17雑器条に見られる土器が基本的に須恵器であったと考えられていることを踏まえれば、淡路国の由加物も須恵器の可能性が大きい。

贄の貢進国である淡路国の由加物が食品ではなく、土器製品となつていてことを考えると、贄の貢納制をそのまま反映しているとは云いがたい。淡路国の由加物の品目の成立は、現段階では、窯跡が確認でき、大嘗祭成立期でもある七世紀後半以降であろう。

そして、淡路国の由加物を造り終われば、淡路国の凡直氏一人が木綿鬘を着て、賢木をとつて京まで引導することが【史料八】に規定されている。凡直氏は山陽・北海道地域に広がる王権の影響を強く受けた国造層と認識されており、この「凡」に関する研究は数多く存するが、主な説を要約して挙げると以下のようになる。

八木充氏は、凡直国造制は、人制をもとに六世紀後半に成立したとし、「凡」があまねく、おしなべての語義であることから、小国造を含んだ広範囲を管轄する国造であるとした。また、一次的国造、つまり在地有力首長層とその支配領域を基盤として成立した国造に対し、凡直国造は、国造の国を単一の賦課単位とする行政区画への変質と民衆の新しい地域的編成に基づく地方組織の再編とし、より官人化した国造であると理解された。⁽²²⁾

吉田晶氏は、「凡」が八木氏の指摘するように人制との関係が必ずしも確認できないことから成立しがたいとし、海部とも関係することを指摘した。吉田氏によれば、海部（連）の上に冠せられた「凡」は、海部を統括するような意味あいをもって冠せられたものであり、「凡」は、直姓の国造にのみ関係するのではなく、各地に点在する海部の統括に関しても用いられたという。⁽²³⁾

以上が「凡」に関する主な研究である。凡直氏の解釈については、必ずしも諸説一致しないところであるが、「凡」

が広域にわたる統括を意味することは認めてよいであろう。【史料八】にあるように、凡直氏が引導者を務めることとは、【史料三】の由加物使の上京の規定と考えあわせて、おそらく三国を率いる代表者としての性格を持っていたのであり、凡直氏人は大嘗祭において、かつての地方官的広域統括者としての役割を反映していたと考えられる。

さて、以上を要するに、淡路国は、天皇と関係を古くからもつ三原郡を由加物進上の地に選んでいるにもかかわらず、特に関係の深い海部との関わりを大嘗祭の史料から窺い知ることは出来ない。むしろ六世紀以降の国造制度とされる凡直氏の存在と七世紀以降の成立にみる土器製品の由加物の存在は、服属儀礼ではなかったとみなす論拠となるであろう。

③阿波国

最後に阿波国についてみていく。

阿波国の由加物は、

【史料十二】『延喜踐祚大嘗祭式』18由加物条

阿波国所_レ獻麩布一端。木綿六斤。年魚十五缶。蒜英根合漬十五缶。乾羊蹄。蹲鴟。橘子各十五籠。〔已上忌部所_レ作。〕鰻卅五編。鰻鮪十五坩。細螺。棘甲嬴。石花等并廿坩。〔已上那賀潜女十人所_レ作。〕其幣五色薄繩各六尺。倭文六尺。木綿。麻各二斤。葉薦一枚。作具鏤。斧。小斧各四具。鎌四張。鑿十二具。刀子四枚。鉞二枚。火鑽三枚。並令_二忌部及潜女等量_レ程造備_一。

とあり、忌部が七種、那賀の潜女十人が五種の計十二種を進上した。『儀式』巻第四にも阿波国の「那賀郡」（現在の徳島県吉野川市・美馬市木屋平）と「麻殖郡」（木屋平を除く美馬市）がみうけられ、『延喜式』の記述も考えると那賀郡

の潜女と麻殖郡の忌部であつた。また、『倭名抄』においても那賀郡に「海部郷」（高山寺本・大東急本に「加伊布」、旧海部郡域全域か）、麻殖郡に「忌部郷」（現在の吉野川市山川町山崎・同市川島町学・児島・三ツ島附近）を確認することができる。

阿波忌部の居住地についてみれば、その他の史料では、

【史料十二】『続日本紀』神護景雲二年（七六八）七月乙酉条

阿波国麻殖郡人外從七位下忌部連方麻呂。從五位上忌部連須美等十一人賜_二姓宿祢_一。大初位下忌部越麻呂等十四人賜_二姓連_一。

とあつて、麻殖郡の忌部氏が宿祢姓と連姓をそれぞれ賜与されている。さらに、

【史料十三】黄絶白絶拾覆

阿波国麻殖郡川嶋少楮里戸主忌部為磨戸調黄絶一匹 天平四年十月

という天平四年（七三八）の年紀をもつ銘文²⁴にもみることができ、麻殖郷に忌部が居住していたことが確認できる。

阿波忌部の由緒譚ともいふべきものに、以下のような史料がある。

【史料十四】『古語拾遺』

天日鷲命之孫。造_二木綿及麻并織布_一。〔古語。阿良多倍〕 仍。令_二天富命_一。率_二日鷲命之孫_一。求_二肥饒地_一。遣_二阿

波國_一。殖_二穀・麻種_一。共裔。今在_二彼國_一。当_二大嘗之年_一。貢_二木綿・麻布及種種物_一。所以。郡名爲_二麻殖_一之縁也

右の文は、麻殖郡に居住した阿波忌部の由来をしるすが、同時に彼らが大嘗祭に進上する品目についても言及されている。こうした進上がいままで溯るかについては慎重な判断が必要だが、『古語拾遺』が大同二年（八〇七）に斎部広成によって著されたことを踏まえれば、平城京期の大嘗祭においても阿波忌部の由加物が平安期と同様に規定さ

大嘗祭の由加物（京泉）

れていたと考えられる。

ここで、注意しておきたいことは、【史料十一】にみられる「鹿布」について、高森氏が「これは由加物ではない」⁽²⁵⁾と指摘する点である。確かに大嘗祭において対をなす神服は、参河国からもたらされる糸によって京で織られている。しかも、『儀式』『延喜式』では、雑器の由加物とは別に進上する規定になっているし、鹿布もまた神祇官に附されることから、由加物そのものではなかったと考えられる。

また、高橋氏は、【史料十一】に「並令忌部及潜女等量程造備」とある点から、阿波国のみは幣帛と作具が官物ではなく、在地で用意されていたとしている。⁽²⁶⁾しかし、由加物条の全体に関わる規定では、「其供神幣物并作具。及潜女衣料。(人別布一丈四尺。)並以三大藏物充」として、官物から幣帛と作具と潜女料が支給されることになっている。『儀式』巻第二⁽²⁷⁾では、【史料十一】と同様の規定であり、『儀式』巻第四「太政官符諸国司」も、「幣帛并潜女等料所充」としている。⁽²⁸⁾因みに『儀式』巻第四「太政官符諸国司」の紀伊国には「幣帛并潜女等料所給分」とあり、⁽²⁹⁾阿波国と字句に違いがみられるが意味としては、紀伊国にも、当然官物を充てることになっているように、潜女料や幣帛に中央の官物を充てることは、『儀式』『延喜式』ともに規定されていることで、同氏が阿波国のみ幣帛と作具を在地で用意していたと考えることはできない。

ただ、由加物条では、官物から支給されたものをもとに、阿波忌部に関する幣帛か作具に手を加える工程があったと考えられる点もある。というのも阿式文において、幣帛と潜女料を充てることは共通するが、忌部の料物の扱いについては、『延喜式』しか記されていない。これは本来、阿波忌部の進上する品目が全て由加物ではなかったことによるのではないだろうか。紀伊国の場合、由加物条の中に、紀伊忌部が含まれず、別に製作する規定になっているし、【史料一】によれば「阿波十日」分の米が支給されることになっているが、その対象は『儀式』巻第四で「潜

女十人。五箇日食料并用度。以三正税「充レ之」⁽³⁰⁾とあり、那賀郡の潜女のみの規定であった点もそれを支持している。すでにみたように、淡路国では土器の進上があり、雑贄と称するにもかわらず、由加物条の規定では、必ずしも贄そのものの貢納の体裁を採っていない。これは、南海道に属する三国の運搬上の便宜を図って合理化されたのではないかと考えられる。つまり、忌部と潜女の大嘗祭へ進上する品目は、本来、別々の意義を有するものであったが、それが由加物条に統合され、阿波国の潜女が進上する由加物の中に、祭祀集団としての阿波忌部に関わる品目が規定されたと考えられる。

那賀の潜女ないし海部と王権との関係については、『日本書紀』允恭天皇十四年九月甲子条が参考になる。同条によれば、允恭天皇は、淡路国で狩りをしたが、一頭の獲物も獲ることができなかった。狩りを止めてその原因を占つたところ、嶋の神が現れて、「獸が獲れないのは、我が心によるものだ。赤石の海底にある真珠を供えれば、獸を獲ることができるだろう」と告げた。そこで、処々の白水郎（海人）を集めて海底を探らせようとしたが、海が深いのでだれも獲ることができなかった。ところが、一人のすぐれた海人が身の危険をかえりみず、海深く潜水して大鯨を捕獲したという。そして、その腹中から得た大真珠を神に奉納した結果、天皇の狩猟は成功に終わったのである。

『日本書紀』は、この時の海人が阿波国長邑の海人の男狭磯だったと伝えるが、長邑は阿波国那賀郡のことである。同郡に海部郷があることは注目すべきで、允恭天皇紀の伝承から、王権と阿波の海部（海人）が古くから結びついてきたことがうかがえる。

なお、阿波国にも凡直氏がみられることは注目してよい。

【史料十五】『続日本紀』神護景雲元年（七六七）三月乙丑条

阿波国板野・名方・阿波等三郡百姓言曰。己等姓。庚午年籍被レ記凡直。唯籍背著「費字」。自レ此之後。評督凡大嘗祭の由加物（京泉）

直麿等披^二陳朝廷^一。改為^二粟凡直姓^一已畢。天平宝字二年編^レ籍之日。追注^二凡費^一。情所^レ不安。於^レ是。改為^二粟凡直^一。

右は、阿波国の凡直氏の成立ちを示す興味深い記事であるが、それはひとまず措いて、阿波国にも多くの凡直氏が多く居住していたという。凡直氏と海部が直接的に結びつく史料はないが、忌部と海部が併存していることともに無視できない事実である。

凡直氏と並んで、「凡」を冠した氏族に凡海連氏があるが、この氏族は、その名の通り海部の統括をしていたようで、『新撰姓氏録』に、

【史料十六】『新撰姓氏録』右京神別下・摂津国神別（※筆者附す）

凡海連 （※海部神孫命） 同 神男、穗高見命之後也。（四七九）

凡海連 安曇宿禰同祖。綿積命六世孫、小栲梨命之後也。（六一〇）

とあるように、中央で海部の統率をした安曇氏と同祖関係にあった。安曇氏は大嘗祭の卯日神事において奉膳に預かっており、この点からも凡直氏と無関係だとは思われないのである。

さて、以上のべてきたように、阿波国でも紀伊国と同様に忌部と海部が大嘗祭へ奉仕していた。ただ、『日本書紀』にみえる阿波の長邑の海人の話によれば、紀伊国の海部よりも阿波国のそれの方が天皇と関係が深かったと思われる。また、凡直氏が居住している点では、淡路国との繋がりを想像させる。

これらの集団が、王権下のもとで組織化されたのは、六世紀ごろであるが、紀伊・淡路・阿波の三国は、それ以前から天皇と関係を有する国々であったと考えられる。しかし、『延喜踐祚大嘗祭式』由加物条では、そうした個々の関係性は影を潜め、律令国家が一度に由加物を調達できる画一的な制度となっている点に注目すべきであろう。

おわりに

小論では、『延喜踐祚大嘗祭式』の由加物条を中心に紀伊・淡路・阿波の三国が進上する由加物について考察してきた。これまでのべてきたことを一応整理すると、以下の四点になる。

一、雑贄の調達過程では、中央から派遣される卜部が監督にあたり、準備にともなう諸費用は中央と国郡の行政組織から支出される。

二、由加物の準備・製作段階では、六世紀ごろ王権に組織された海部や忌部が奉仕し、在地首長層の介在はない。

三、淡路国では、凡直氏が雑贄の引導者の役目を負っているが、彼らは在地首長層のものではなく、王権下で地方的性格をより附与された国造層であったと考えられる。

四、阿波国の由加物については、潜女料が紀伊・阿波国ともに官物から支給されるが、紀伊忌部の製作する品は由加物には含まれない。このことから、海部の用意する品目が本来の由加物であったと考えられる。阿波忌部の進上する品の全てが紀伊忌部と同じく由加物ではなかったにもかかわらず、『儀式』『延喜式』がそれに含めているのは、もっぱら運搬の便宜を考慮しての措置であろう。

以上の点をふまえて、忌部と海部の由加物についてまとめておく。

紀伊・阿波国に置かれた忌部が、中央に勢力を持った忌部氏によって統括されていたことは周知のとおりだが、平林章仁氏によれば、蘇我氏の指揮のもと、王権が必要とする玉製作に従事していた集団が、継体天朝に忌部として成立し、王権の祭祀を専掌するようになったと云う。³²⁾ こうした見解に従えば、紀伊・阿波の忌部が、大嘗祭に奉仕す

ることは王権の祭祀を掌る職務上、当然のことだったと云えよう。

いっぽう、海部は安曇氏が管掌したが、同氏族は、海部を支配下に置くことで伴造氏族としての地位を確立したと思われる。ここで注目したいのは、膳（のちの高橋氏）・安曇氏の支配下の集団が進上する贄は、大王・朝廷への恒常的な食糧供給制度であり、初物貢納や食物供献儀礼としての性格を認めがたいとする、今津勝紀氏の指摘である。⁽³³⁾ 同氏の指摘のとおりならば、安曇氏の管掌していた海部が進上する雑贄は、伴造―部制の支配制度をもとに成立したとみられるのであって、必ずしも服属儀礼の反映であったとは云いがたい。また、御食国である淡路国の由加物が、普段の調や贄にはない土器であったことは、大嘗祭の時にのみみられる、いわば特別措置であり、在地首長層の服属儀礼とは直接関係しないことも、すでに述べたとおりである。

岡田精司氏の「ニイナメラスクニ儀礼」論以来、大嘗祭を服属儀礼の面から解釈しようとするアプローチがいまなお有力視されているが、こと由加物に関しては、そのような性格を確認することはできないのであって、大嘗祭におけるその他の祭儀も服属儀礼と結びつけてよいのかは、なお検討の余地がある。小論では、由加物を取り上げるにとどまったが、今後さまざまな視点から岡田説を再吟味していきたいと思う。

注

(1) 高森明勅『天皇と民の大嘗祭』（展転社、一九九〇）一七九頁。

(2) 岡田莊司「大嘗・新嘗の祖型―倭屯田を訪ねて」『大嘗のまつり』（学生社、一九九〇年十月、〈初出「大嘗・新嘗の淵源―倭屯田を訪ねて」『天和美』七七号、一九八九年七月に加筆〉後に同氏『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、二〇一九年三月に『大嘗のまつり』を所収）。

- (3) 荻原浅男・鴻巣隼雄『古事記 上代歌謠』(日本古典文学全集一、小学館、一九七三年十一月)一〇六頁。
- (4) 以降本文で、『延喜式』の条文番号及び条文名は虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上・中・下(集英社、二〇〇〇年五月・二〇〇七年六月・二〇一七年十二月)に従う。
- (5) 前掲註(1)、一八五頁〜一八七頁。
- (6) 大津透『律令国家と畿内―古代国家の支配構造』(横田健一編『日本書紀研究』第十三冊、塙書房、一九八五年八月。後に、『大津透』『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年所収。以下この書による。)一一頁〜一二頁。
- (7) 岡田精司『大化前代の服属儀礼と新嘗』『古代王権の祭祀と神話』(塙書房、一九七〇年四月、(初出「大化前代の服属儀礼と新嘗」(I)(II)―食国(ラスクニ)考―)『日本史研究』六〇・六一、一九六二年五〜七月)。
- (8) 前掲註(7)、五二頁〜五三頁。
- (9) 前掲註(2)、五四頁〜六四頁。
- (10) 岡田精司『大嘗祭の神事と饗宴』『古代祭祀の史的研究』(塙書房、一九九二年十月)二二八頁〜二二九頁。
- (11) すでに『儀式』の段階においても由加物について詳細に規定されているが、本論では、条文ごとに整理され、全体を把握しやすい『延喜式』を主にしようとする。なお、『儀式』と大きな差異があればその都度指摘する。
- (12) 『延喜踐祚大嘗祭式』11抜穂儀条「凡抜穂者。卜部率_二国郡司以下及雑色人等_一。臨_レ田拔之。先造酒兒。次稻実公。次御酒波。次雑色人。次庶民。共抜訖於_二斎院_一乾収。先割_二取初拔四束_一。(四把為_レ束)擬_二供御飯_一。自余皆擬_二黑白_二酒_一。摠盛以_レ籠。籠別一束。以_二籠為_二荷_一。荷別著_レ足。蓋以_二編茅_一。挿_二賢木_一著_二木綿_一。訖令_二駢使_二荷_一。每_二十荷_一子弟一人領之。卜部及国郡司率_二雑色人以下_一。前後檢校運送。其行列者。御飯稻在_レ前。自余物次_レ之。稻実公著_二木綿鬘_一引道。九月下旬到_レ京。所_二卜定_一斎場院之外。預作_二仮屋_一。暫収_二御稻_一」。

大嘗祭の由加物(京泉)

- (13) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上(集英社、上二〇〇〇年五月、執筆担当岡田莊司「稲実公」 八九四頁。
- (14) 高橋明裕「忌部の由加物貢納―伴造・部制の構造との関連において―」(『古代文化』第四十五卷、古代學協會、一九九三年十月)。
- (15) 木簡学会編『木簡研究』十二号、木簡学会、一九九〇年十一月、十三頁―(38)。
- (16) 今は、「御木郷」を藺田香融氏の推定(岩橋千塚と紀国造)『日本古代の貴族と地方豪族』(塙書房、一九九二年一月、初出(末永雅雄・藺田香融・森浩一編『岩橋千塚』和歌山県教育委員会、一九六七年三月)一七三頁)に随う。ただ、榮原永遠男氏は、藺田説とは別に、紀ノ川旧本流の和歌山に沿う現和歌山三木町附近である可能性も指摘(『紀伊古代史研究』思文閣出版、二〇〇四年十一月(初出「古代における紀北四郡の郷について」『和歌山地方史研究』二十一、一九九一年八月)一六五頁)しておられる。
- (17) 榮原永遠男、前掲註(16)、六八頁〜七一頁。また、同氏の想定される「紀氏集団」とは、五世紀頃から中央貴族化する紀臣氏と紀伊に留まった紀直氏を輩出する前身集団の総称として使用されている。
- (18) 藺田香融、前掲註(16)、一八八頁。
- (19) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』中(集英社、二〇〇七年。執筆担当荒井秀規)一四三七項。
- (20) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三十八号、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、二〇〇七年十一月、二三頁上段。
- (21) 小野正敏・佐藤信・館野和己・田辺征夫編『歴史考古学大辞典』吉川弘文館、二〇〇七年三月(「淡路国」執筆者 福原栄太郎)。
- (22) 八木充「凡直国造とミヤケ」『日本古代政治組織の研究』(塙書房、一九八六年十一月(同氏編『古代の地方史』二、朝倉書房、一九七七年九月所収)二四八頁〜二五五頁)。
- (23) 吉田晶「凡河内直氏と国造制」『日本古代国家成立史論』(東京大学出版、一九七三年十一月)二七五頁〜二七七頁。

- (24) 松嶋順正編『正倉院寶物銘文集成』（吉川弘文館、一九七八年七月）三三〇頁。
- (25) 高森明勅『天皇と民の大嘗祭』（展転社、一九九〇）一八三頁。
- (26) 前掲註（13）。
- (27) 皇學館大学神道研究所『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』（思文閣出版、二〇一二年六月）、一二〇頁。
- (28) 前掲註（27）、六四六頁。
- (29) 前掲註（27）、六四〇頁。
- (30) 前掲註（27）、六四四頁。
- (31) 『新撰姓氏録』の氏族に附した番号は、一一八二氏を把握するのに有効であると考え、田中卓『新撰姓氏録の研究』（田中卓著作集9、国書刊行会、一九九六年九月）の氏族番号に拠った。
- (32) 平林章仁『蘇我氏と馬飼集團の謎』（祥伝社、二〇一七年八月〈初出「忌部氏と蘇我氏」『古代文化』三十八号—三、古代學協会、一九八六年三月にすでに同様の論旨を発表されている〉）三八頁—四二頁。
- (33) 今津勝紀『律令調制の構造とその歴史的展開』（『日本古代の税制と社会』（塙書房、二〇一二年七月〈初出『日本史研究』三五五、一九九二年〉）七一頁—七五頁。

〈引用史料〉

『古事記』—荻原浅男・鴻巣隼雄『古事記 上代歌謡』日本古典文学全集一、小学館、一九七三年十一月。

『日本書紀』—小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守校注、訳者『日本書紀』①②③、新編日本古典文学大系234、

小学館、一九九四年四月・一九九六年十月・一九九八年六月。

大嘗祭の由加物（京泉）

『続日本紀』―青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『続日本紀』一～五、新日本古典文学大系12～16、岩波書店、一九八九年三月～一九九二年二月。

『萬葉集』―小島憲之・木下正俊・東野治之校注、訳者『萬葉集』①～④、新編日本古典文学全集6～9、一九九四年九月～一九九六年八月。

『古語拾遺』―沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『古代氏文集』山川出版、二〇一二年四月。

『新撰姓氏録抄』―田中卓『新撰姓氏録の研究』田中卓著作集9、国書刊行会、一九九六年九月。

『儀式』―皇學館大学神道研究所『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』思文閣出版、二〇一二年六月。

『延喜式』―虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上中下、集英社、二〇〇〇年五月・二〇〇七年六月・二〇一七年十二月。

『倭名類聚抄』―京都大学文学部国語国文学研究室『諸本集成 倭名類聚抄』(本文編)、臨川書店、一九六八年七月。

(きょういずみ ゆうへい・皇學館大学文学研究科国史学専攻博士後期課程)